

議案第4号

関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市職員の給与の改定等に伴い、この条例を定めようとする。

関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。